破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市下甑町片野浦453番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市下甑町片野浦414番地２　片野浦浜田住宅102号
破産者　大毛　次生
１　決定年月日　平成27年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第６６４号
さいたま市岩槻区大字岩槻5433番地４
破産者　金子　文雄
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６６５号
さいたま市岩槻区大字岩槻5433番地４
破産者　金子千代子
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９４号
埼玉県幸手市南３丁目10番20号　レオパレス幸手南101
破産者　袴田　訓之
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５１号
さいたま市大宮区桜木町４―111―２、住民票上の住所さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　（２―806）
破産者　室井　洋子（旧姓廣田）
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５２号
さいたま市大宮区桜木町４―111―２、住民票上の住所さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　（２―806）
破産者　室井　和治（旧姓廣田）
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６８２号
大阪市淀川区三津屋北１丁目28番21号、事業所所在地大阪市淀川区田川北３―８―12
破産者　南工業こと　吉田　　直
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７１８号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番32号　レモラス303号
破産者　西川　典子
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５１号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目23番35号　サンビレッジ中西Ｂ105、前住所大阪府東大阪市楠根３丁目７番10号　長野製袋所
破産者　長野製袋所こと　長野　　隆
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６３号
大阪市東成区東小橋１丁目14番25号
破産者　田原みち子
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４７号
大阪府池田市西本町６番17号
破産者　西澤　　栄
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７１号
大阪市生野区巽北３丁目12番38号　成和ウエストビラ北巽　103号、申立時の住所大阪市生野区巽北１丁目27番５号
破産者　谷山富夫こと　康　　富夫
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３０号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―715号
破産者　石本　正人
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５３号
大阪府吹田市春日４丁目11番３―110号
破産者　榊原　　薫
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５４号
大阪府吹田市春日４丁目11番３―110号
破産者　榊原　　衛
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７８号
京都府京田辺市松井ケ丘１丁目22番地５
破産者　遠藤　研爾
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８６号
大阪市西区本田２丁目８番14―905号
破産者　越智　和宏
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２４号
大阪府八尾市楽音寺２丁目74番地
破産者　岩田孝治郎
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４２号
大阪市西成区鶴見橋１丁目４番６―402号
破産者　横井　里実
１　決定年月日　平成27年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部